ついてはいまだ能力的に外国鶏種に比べ若干劣るものの、卵用鶏についてはほとんど遜色ない水準に達している。

また、消費者ニーズの多様化等に対応して、卵用鶏については、在来種等の国産鶏種を利用した地域に根差したブランドを有する鶏の作出に取り組まれてきたところである。一方、肉用鶏については、一般的なブロイラーとは異なり、在来種等を利用した地鶏等の作出が全国各地で取り組まれ、これらの鶏作出用の基礎となる鶏（能力が明らかな系統の鶏）の育種改良において、家畜改良センター及び都道府県が大きな役割を果たしている。

（２）成果

①　外国鶏種を含めた我が国全体の鶏の能力の推移

卵用鶏については、産卵率、飼料要求率等の経済形質において、過去10年間に産卵率が86.8％から88.4％、飼料要求率が2.02から1.93になるなど着実に向上している。一方、50％産卵日齢は142.5日から146.9日となっているが、これは、初期卵重を重くするため、飼養管理により産卵開始日齢を遅らせている現状にあるためである。

肉用鶏についても、過去10年間に体重（46日齢換算）が2.73kgから3.02kg、飼料要求率が1.86から1.64と向上しているが、育成率は気候の影響等もあり、年ごとに変動があるものの95％前後で推移し、現在は94.8％となっている。

②　国産種鶏の作出

都道府県や民間の関係機関で作出した在来種等を利用した地鶏等については51銘柄あり、その約８割の銘柄に家畜改良センターが改良した種鶏が利用されるなど、各地域における地鶏等の生産に貢献している。

さらに、家畜改良センター、民間の関係機関が作出した卵用鶏の「もみじ」、「さくら」、肉用鶏の「はりま」、「たつの」、卵肉兼用種の「岡崎おうはん」が国産鶏種として定着しており、今後も、比較的購入しやすい国産の鶏としての位置付けを堅持する必要がある。

家畜排せつ物の利用の促進を図るための基本方針の公表について

家畜排せつ物の管理の適正化及び利用の促進に関する法律（平成11年法律第112号）第７条第３項の規定に基づき、家畜排せつ物の利用の促進を図るための基本方針を次のとおり変更したので、同条第４項の規定に基づき、公表する。

令和７年５月13日　　農林水産大臣　江藤　　拓

家畜排せつ物の利用の促進を図るための基本方針

第１　家畜排せつ物の利用の促進に関する基本的な方向

１　家畜排せつ物の適正管理

（現状と課題）

家畜排せつ物は、廃棄物の処理及び清掃に関する法律（昭和 45 年法律第 137 号）に基づき、畜産業を営む者が自らの責任において適正に処理しなければならないというのが基本となる考え方である。したがって、処理のために必要な施設の整備や維持・管理は自ら行うべきものと考えられる。

また、家畜排せつ物の管理の適正化及び利用の促進に関する法律（平成 11 年法律第 112 号。以下「法」という。）が平成 11 年７月に制定され、平成 16 年 11 月に本格施行されたが、この間、堆肥舎の整備等を全国的に推進してきた結果、法に基づく管理基準は、ほぼ全ての適用対象農家において遵守されている状況となっている。

他方で、法の本格施行から 20 年が経過する中で、施行までに整備した堆肥舎等の老朽化や規模拡大による施設の処理能力不足が生じており、飼料をはじめとした生産資材価格の高止まりなどにより厳しい経営環境にある畜産農家にとって、直接収益に繋がりにくいこれらの施設の更新・整備に向けた費用の確保が全国的な課題となっている。

（対応方向）

畜産農家は、家畜排せつ物の管理に当たっては、法に基づく管理施設の構造設備に関する基準及び管理の方法に関する基準を遵守し、適正な管理を行わなくてはならない。

施設の老朽化に対しては、修繕や更新のための費用を計画的に積み立てることが基本であるが、経済的負担を軽減するため、リース事業の活用等も検討する。その際、可能であれば低利融資等の支援も活用しながら、強制発酵施設などより高度な処理が可能となる施設・設備への機能強化を図ることが望ましい。

また、都道府県は、管理の方法に関する基準のうち遵守率が十分とはいえない年間の家畜排せつ物発生量や処理方法に関する記録について、引き続き畜産農家への指導を徹底する。